

開示の実施方法

ア 文書又は図面に記録されている保有個人情報（イに掲げるものを除く。）

(ア) 文書又は図面の対象保有個人情報に係る部分の閲覧又は複写機により複写したものを交付することにより行う。ただし、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、閲覧を行うことができる。

(イ) 対象保有個人情報以外の情報が同一ページに記録されている場合は、当該情報の部分を遮へい物で覆って複写機で複写（白抜き）したものによる。以下、他の媒体に記録されている保有個人情報についてもこの方法又は部分開示の方法に準じて、対象保有個人情報以外の情報を除いて開示するものとするが、当該情報が容易に分離し得ない場合には、対象保有個人情報が記録されている当該公文書全体について、開示するか否かの判断を行うこととなる。

(ウ) 写しの作成は、複写機により最大で日本産業規格A列3番までの規格の用紙を用いて行うものとし、日本産業規格A列3番を超える大きさのものであるときは、数枚に分けて写しを作成する。写しの作成は原則として、原寸により行うものであるが、開示請求者から申出があった場合において、複写作業に著しい支障を来さないと認められるときは、日本産業規格B列5番、A列4番、B列4番又はA列3番のいずれかの規格に拡大又は縮小することにより写しを作成し、交付することができる。ただし、冊子等の見開きになった2ページ分を1枚に複写することは妨げないが、複数ページの文書を合成して、1枚の写しを作成することはしない。

(エ) なお、複写する際の片面、両面の取扱いは、原則として原本と同様になるように行うものとするが、請求者から申出があったときは、公文書を破損、又は汚損するおそれがないと認められる場合に限り、用紙の両面に写しを作成し、交付することができる。また、多色刷りの場合にあつては、多色刷りに対応した複写機により写しを作成し交付することができるが、単色刷りに比べて費用がかかることから、あらかじめ開示請求者の意向を確認するものとする。

イ マイクロフィルム、写真フィルム、スライドフィルム等

閲覧は、対象保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したもの又は用紙等に印刷し若しくは印画したものを閲覧に供することにより行う。写しの交付は、対象保有個人情報に係る部分を用紙等に印刷し若しくは印画したものを交付することにより行う。

なお、既に印画された写真は、写真フィルムではなく、アの文書又は図面として、閲覧又は写しの交付により対応する。

ウ 電磁的記録

(ア) 録音テープ又はビデオテープ

対象保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものを交付することにより行う。複写に使用する録音カセットテープは、いわゆるコンパクトカセットテープのタイプI（いわゆるノーマルポジション）のもので、記録時間120分のもので、ビデオカセットテープについては、VHSのもので、記録時間120分のものであるとする。

(イ) その他の電磁的記録

対象保有個人情報に係る部分を実施機関が保有する既存の機器及びプログラムを使用して、

① 用紙に出力したもの（その複写したものを含むが、画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま印刷する機能を用いて出力したもの）は行わない。）の閲覧又は交付

② 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

③ 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付により行う。

複写に使用するフレキシブルディスクカートリッジは、いわゆるフロッピーディスクを指

し、2HD（幅90mm）のもの、光ディスクについては、CD-R又はDVD-R（いずれも直径120mm）のものとする。

開示の実施においては、保有個人情報をありのまま開示することとしており（部分開示の場合以外）、原則として加工はしない。したがって、電磁的記録を複製したものを交付する際も、特定のプログラムを利用したデータの圧縮やフォーマットの変換は行わない。ただし、データベースについては、必要なデータのみを検索して出力できることから、既存のプログラム及び処理装置で出力が可能であれば、データベース内の特定のデータのみを開示することは、あり得る。

また、データベースについては、通常は、過去の時点のデータは残存されないもので、過去の時点のデータについて開示請求があった場合には、最新時点のもので対応することとする。

写しを作成する場合の記録媒体については、実施機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、実施機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととする。

なお、一つの請求により複数の記録を請求された場合は、当該複数の記録を一つの媒体に合わせて複製し、交付することができるものとする。

(ウ) 光磁気ディスク（MD、MO等）等についても、当面は、各実施機関における媒体の普及状況等を考慮して、一般的には(イ)の範囲で実施可能な方法により行うこととするが、当該電磁的記録と同種の媒体に複製したものの交付が容易である（①新たなプログラムを作成することを要しない、②機器の新たな購入等を要さず容易に手配することができる、③複製作業及び複製が正確に行われたことの確認が容易である）ときは、(イ)の場合に準じて積算した複製したものの作成に要する費用を徴収し、当該複製したものを交付することにより行うこともできるものとする。

また、汎用機等を利用した業務用システムのデータの開示についても、原則として同様とするが、媒体への複製に際し、特別の処理を必要とし、当該特別の処理に要する費用が生ずる場合は、その実費（複製したものの作成に要した費用）を徴収することとし、原則として、その概算額を前納させるものとする。特別の処理とは、他の媒体へ複製するために必要な処理であって、当該システムにおける通常の業務としては行わないものをいう。ただし、当該特別の処理が、データの一部を非公開とするのみである場合を除く。

エ 開示の実施方法については、できる限り開示請求者の意向に添うよう努めるものとし、写真フィルム等印画紙に印画したものを作成し交付する場合に限らず、上記ア、イ又はウによる対応が困難な場合について、外部に発注することにより容易に対応できる場合には、専門業者に外注することにより複製物を作成し交付することも検討するものとする。この場合は、当該発注に係る費用は請求者の負担となることから、あらかじめ請求者の意向を確認するものとする。

なお、閲覧の場合において、筆写については認められるが、開示を受ける者がカメラやビデオカメラを持参して自分で写しを撮ることはできない。